

# 福岡県・筑紫野市 中小企業融資制度 必要書類について

No	必要書類	チェック	福岡県中小企業融資制度				筑紫野市中小企業融資制度		備考
			●小規模事業者振興資金 ●長期経営安定資金 ●短期運転資金		新規創業資金		個人	法人	
			個人	法人	個人	法人			
1	信用保証委託申込書(借入申込書)		○	○	○	○	○	○	
2	申込人(企業)概要		△	△	△	△	△	△	初回の保証利用か、前回利用後変更のある場合に必要
3	信用保証委託契約書		○	○	○	○	○	○	
4	個人情報に関する同意書(保証協会)		○	○	○	○	○	○	
5	個人情報に関する同意書(残高照会用)兼反社会的勢力でないことの表明・確約書		○	○	○	○	○	○	
6	個人情報に関する同意書(筑紫野市制度融資用)					○	○		
7	回信加入の意志確認書		○	○	○	○	○	○	
8	決算書・申告書(写)		○	○	△	△	○	○	●税務申告2期以上の場合は2期分必要 ●税務申告が1期以上2期末満の場合は1期分のみ必要 ※法人は勘定科目明細書も含む
9	直近の残高試算表			△		△		△	決算後6ヶ月を過ぎている場合に必要
10	新規創業計画書(様式あり)				○	○			
11	月別事業実績表		△	△	△	△			事業歴が1年未満の場合に必要
12	受注工事明細表		△	△	△	△	△	△	建設業の場合に必要
13	工事・設備の見積書及び図面		△	△	△	△	△	△	設備資金申込みの場合に必要
14	許認可証(写)		△	△	△	△	△	△	許認可が必要な業種は必要。すでに提出済で、その認可証が有効期間内である場合は不要
15	風俗営業でない旨の宣誓書		△	△	△	△	△	△	飲食業の場合で初回保証利用の場合に必要
16	現在の事業用資金の借入状況が分かるもの(返済予定表等)		△	△	△	△	△	△	借入金があれば必要
17	印鑑証明書(発行後3ヶ月以内)		○	○	○	○	○	○	法人の場合は法人と代表者のものがそれぞれ必要
18	住民票(発行後1ヶ月)		△		△		△		初回の保証利用の場合に必要
19	商業登記簿謄本(発行後1ヶ月)			○		○		○	
20	事業税の納税証明書		○	○	○	○			事業税が非課税の場合、法人であれば県民税、個人であれば市県民税の納税証明書が必要となる
21	個人市県民税の納税証明書		△		△				事業税が非課税の場合に必要。個人市県民税も非課税の場合は、その非課税証明書が必要になる
22	法人県民税の納税証明書			△		△			事業税が非課税の場合に必要。法人設立直後で第1決算期が到来していない場合は「県税に未納のない証明書又は、税務署への開業届(受付印のあるもの)」が必要になる
23	市税の滞納のない証明書						○	○	
24	事業計画書		△	△	△	△	△	△	あれば添付が望ましい
25	新規創業資金にかかる追加書類 ※				○	○			

※新規創業資金申込の場合は融資対象種類によって下記の追加書類が必要になります。

No	必要書類	チェック	融資対象(1)~(3)	融資対象(4)	融資対象(5)	融資対象(6)	融資対象(7)	
1	所得証明書または課税証明書		○			○	○	
2	不動産登記簿謄本(写)		△			△	△	不動産を有する場合は必要
3	自己資金が確認できる書類		○					
4	勤務証明書又は勤務したことが証明できるもの			○				
5	特許等の登録証明書、法律に基づく資格の証明書若しくは公報の写し				○			
6	認定特定創業支援事業により支援を受けた旨の区市長村長の証明書						○	
7	その他事業内容等の詳細がわかるもの		△	△	△	△	△	あれば添付が望ましい